

各 位

会 社 名 北 興 化 学 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 佐野 健一 (コード番号 4992 東証スタンダード) 問合せ先 総務部長 坂田 英樹 (電話番号 03-3279-5151)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を 2023 年 2 月 22 日開催予定の 当社第 73 回定時株主総会の付議議案とすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、 次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めること が義務付けられたことから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであ ります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経 過後に削除するものといたします。
- (2)中期経営戦略の推進に向けた経営体制の一層の強化、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、現行「定款」 第20条(取締役の員数)に定める取締役の員数の上限を2名増加し、10名から12名に、第30条(監査役の員数)に定める監査役の員数の上限を1名増加し、5名から6名に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

# (下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変	更	案
75 17 75 "	久		
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ			
なし提供)		(Mark	RA )
第16条当会社は、株主総会の招集に際し、株主総		(削	除)
会参考書類、事業報告、計算書類および連			
結計算書類に記載または表示すべき事項に			
係る情報を、法務省令に定めるところに従			
いインターネットを利用する方法で開示す			
ることにより、株主に対して提供したもの			
<u>とみなすことができる。</u>			
		共措置等)	
(新 設)	l		会の招集に際し、株主総
			ドである情報について電
		提供措置をとる。	=
			<b>措置をとる事項のうち</b>
			のの全部または一部に
			準日までに書面交付請
	<u> </u>		て交付する書面に記載
		ることを要しない	いものとする。
(取締役の員数)	(取締役の		
第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。	第20条	当会社の取締役は	t、 <u>12名</u> 以内とする。
(監査役の員数)	(監査役の	)員数)	
第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。	第30条	当会社の監査役に	は、 <u>6名</u> 以内とする。
(新 設)	(附則)		
	(株主総会	資料の電子提供に関	する経過措置)
(新 設)	第1条20	22 年9月1日か	ら6か月以内の日を株
	主	総会の日とする株	主総会については、変
	更	前の定款第 16 条	(株主総会参考書類等の
	<u>イ</u>	ンターネット開示	たとみなし提供) は、な
	お	効力を有する。	
			頁の株主総会の日から3
	カュ	月を経過した日後	にこれを削除する。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年2月22日(水) 定款変更の効力発生日 同日